

# 令和7・8年度 柴田町競争入札参加資格審査申請要項

柴田町が発注する建設工事等の入札に参加を希望する方（法人、その他団体、個人事業主）は、「入札参加資格者名簿」に登載される必要があります。以下の要項に従って申請してください。これまで登録されていた方でも、更新手続きが必要となります。

## 1. 申請区分

次の3区分で申請を受け付けます。複数の区分での申請も可能です。詳しい申請方法は、下記「申請方法」の項目を参照してください。

- (1)建設工事（工事請負全般）
- (2)測量・建設コンサルタント等（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償など）
- (3)物品・役務等（物品売買、賃貸借、製造請負、役務提供、サービス業）

## 2. 申請者の資格

次の各号に掲げる要件を満たす場合に申請ができます。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者であること
- (2)国税及び県税並びに市町村税に未納が無いこと
- (3)資格審査申請の受付終了日において、営業期間が1年以上経過していること（すでに本町の入札参加資格者名簿に登載された者から営業の全部又は一部を継承した者は可とする。）
- (4)建設工事に申請する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受け、また、社会保険等に加入している（加入義務のないものを除く）こと。
- (5)測量・建設コンサルタント等に申請する者は、申請業種の関係法令に基づく登録を受けていること。
- (6)物品・役務等に申請する者で営業に関し許可・認可等を必要とする業種については、これを受けていること。
- (7)次のア～オに該当しない者であること。
  - ア 暴力団（柴田町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等（柴田町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。以下同じ）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ウ 暴力団員であると認められる者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 3. 申請受付期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月31日（金）まで

## 4. 申請方法

申請は WEB サイトからの電子申請（推奨。以下、「WEB 申請」という。）または郵送等（宅配便含む）で行ってください。

申請者情報（共通様式）のほか、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品・役務等」の申請区分で、それぞれに必要な情報を Word、Excel、PDF または JPG 等のデータファイル（1 ファイルあたり 10MB 以下）で提出いただきます。提出が必要なデータファイルの詳細は、別紙の「競争入札参加資格審査申請提出書類一覧」をご確認ください。また、各種様式は柴田町ホームページ（「観光・産業・ビジネス」→「入札・契約」）からダウンロードできます。

### ■申請時の注意点と前回申請からの変更点

- ・押印省略とペーパーレス化に取り組みます。ご理解・ご協力をお願ひいたします。
- ・WEB 申請を行う場合、作業途中での一時保存ができませんので、申請に必要なデータをすべて揃えた状況で手続きを行ってください。（所要時間 10 分程度）
- ・押印省略のため、各種様式に担当者名および連絡先を表記してください。
- ・代理人が申請を行う場合のみ、申請者から代理人への委任状が必要になります。
- ・郵送等で申請を行う場合は、すべてのデータファイルを 1 枚の CD-R または DVD-R に保存し、申請者名を表示したうえで送付してください。送付先、ファイルの保存方法等詳しくは、別紙の「申請書類等の提出方法について」をご確認ください。
- ・申請受理及び手続き完了に関する通知等は行いませんのでご了承ください。また、受付確認のために返信用はがき等を送付いただいても、返信・返却は致しかねますのでご注意ください。
- ・WEB 申請の場合、受付されると、データ到達メールが自動で送信されます。
- ・郵送等の場合は、到着日を申請日として取り扱います。【令和 7 年 1 月 31 日必着。】

## 5. 参加資格有効期限

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（2 年間）

## 6. 資格認定通知

資格審査の結果、適格と認められた場合は、柴田町入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載します。資格者名簿については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 7 条の規定に基づき公表します。

※資格者名簿に登載された後、資格審査に係る提出書類に不備又は虚偽の記載が判明した場合は、資格を取り消すことがあります。

## 7. 問い合わせ

ホームページに掲載の問い合わせ専用フォームからお問い合わせください。お問い合わせには 2 営業日以内にメールで回答するほか、Q & A としてホームページで公表しますので、あらかじめご承知ください。なお、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。